

# 生徒会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は日進北中学校生徒会と称する。

## 第2章 会員

第2条 本会は日進北中学校生徒で組織する。

## 第3章 目的

第3条 会員の自治活動を通して、よりよい学校生活を築くなかで、自主的・実践的な態度を養うことを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、次のような活動をする。

- 1 学校行事に積極的に参加する活動。
- 2 異年齢集団による交流や実践的な活動。(小中併設の特色を生かした交流も含む)
- 3 各学級や学年などの活動の連絡や活動の調整。
- 4 ボランティア活動など、社会貢献や社会参加に関する活動。
- 5 その他生徒会の目的を達成するために必要な活動。

## 第4章 運営期間

第5条 本会は4月から9月までを前期、10月から3月までを後期と称し、年度を2期にわけて運営する。

## 第5章 役員

第6条 本会には次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名  
書記 1名 会計 1名

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会の代表で、本会の運営にあたる。
- 2 副会長は会長の代理、及び補佐をする。
- 3 書記は会議の計画をたて議事の記録を作成するほか、生徒会活動の各種の記録を保管する。
- 4 会計は本会の会計事務にあたる。

## 第6章 生徒総会

第8条 総会は下記の場合に開会される。

- 1 規約の制定及び変更。
- 2 予算の決定及び決算の承認。
- 3 会員の3分の1以上が開会を要求したとき。
- 4 会長が開会を要求したとき。

第9条 総会は会員の3分の2以上の出席によって成立する。総会決定は出席全員の過半数でこれを決める。

## 第7章 評議会

第10条 評議会は各学級男女各1名の評議員をもって構成する。

第11条 評議会は次のことを行う。

- 1 執行部、各学級及び各種委員会から提出された事項の審議決定。
- 2 急を要する事項について総会に代わる決議。
- 3 議長、副議長の選出。
- 4 書記は議事録をとる。

第12条 評議会の会議は生徒会顧問の出席のもとに定期的に行い、その決定事項は校長の承認を得てから全生徒に通告する。

第13条 会議は評議員の3分の2以上の出席によって成立し、決議は出席評議員の多数決による。但し、同数の場合は議長・副議長の裁決による。

## 第8章 本部会

第14条 本部会は、生徒会執行部と各委員会の委員長の代表をもって構成する。

第15条 本部会は、次のことを行う。

- 1 委員会間の連絡・調整をはかる。
- 2 各委員会の問題点の解決をはかる。

## 第9章 委員会

第16条 本会の活動を有効にするための必要な委員会を設けることができる。

第17条 各種委員会は各学級からの委員をもって構成し、互選によって委員長、副委員長を選出する。

第18条 各種委員会の委員長や委員は委員会顧問の助言で、その企画や運営にあたる。

第19条 各種委員会は委員会顧問の出席のもとに定期的に関く。但し執行部が必要と認めたとき開くことができる。

## 第10章 学級会

第20条 各学級会は学級としての問題の協議を自主的に行う。

第21条 学級会は級長を中心に運営にあたる。

## 第11章 会計

第22条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

第23条 生徒会費は、年額400円とする。

第24条 会計年度は学校年度による。

## 第12章 校長及び生徒会の権限

第25条 本会は校長から委任された権限に基づく規定である。

第26条 校長は決議事項の最終決定をする。

## 附則

この規約は、平成26年2月21日より実施する。